

日本小児血液・がん学会 「小児がん病理病態研究学術奨励賞」規約

令和 5 年 3 月 24 日制定

(設置)

第 1 条 日本小児血液・がん学会に「小児がん病理病態研究学術奨励賞（以下、病理病態研究奨励賞）」を設ける。

(目的)

第 2 条 小児病理学ならびに小児病態学の発展に貢献するところが大きいと認められる研究を表彰し、研究の発展をはかることを目的とする。

(対象)

第 3 条 病理病態研究奨励賞の受賞資格は以下のすべてを満たすものとする。

- ① 応募時に継続して 5 年以上会費を完納した会員
 - ② 応募論文が受理された時点で 45 歳未満であること
 - ③ 応募論文の筆頭著者 (co-1st author も可、但し co-1st author からの承諾書があること)
 - ④ 過去に本賞の受賞歴がないこと
- 2 毎年一回、二篇以下の論文に対して決定される。

(賞)

第 4 条 受賞者に対し、賞状と盾、および賞金を贈呈する。

2 病理病態研究奨励賞の対象となる論文は、以下の条件を満たすものとする。

- ① 病理学的手法や人体から採取した病理検体を用いた研究であること。但し、病理検体を用いた translational research であるか、患者の病態に関する臨床研究であるかを問わない。
- ② 小児または AYA 世代のがんを研究対象としていること

3 受賞者に対して、学術集会の受賞講演会でその研究内容について発表する機会が与えられる。

(応募)

第 5 条 応募は研究が行われた研究室の責任者による他薦とする。自薦は認めない。他薦の推薦者は本学会の会員の有無を問わない。

(対象期間)

第 6 条 掲載期間が前年 1 月 1 日から 12 月 31 日の学術論文の最終版（電子版も含む）を

選考対象とする。

(募集要項)

第7条 病理病態研究奨励賞の募集に関する要項は理事会が別途定める。

(受賞者の選考)

第8条 受賞候補者の選考は、本学会の学会賞等選考委員会が行う。

2 選考委員長は委員長が行う。

3 選考委員会委員は、被推薦者、または推薦者となっている案件の選考に従事することはできない。

(受賞者の決定)

第9条 受賞者の決定は、選考委員会の議を経て、理事会が行う。

(受賞者の表彰)

第10条 受賞者の表彰は、毎年学術集会時、理事長が行う。

(規約の改廃)

第11条 この規約の改廃は、理事会の議決による。

付則

この規約は令和5年3月24日から施行する。